

第5回市民協働推進計画策定懇談会（概要）

■ 日 時

平成18年8月30日（水） 午前10時30分～午後0時10分

■ 会 場

宇都宮市役所14階 大会議室

■ 出席者

懇談会委員：浅野委員，大竹委員，大矢委員，加藤委員，坂本委員，佐々木委員，沼田委員，原沢委員，三宅委員，山中委員，若林委員，渡部委員
事務局：自治振興部長，自治振興部次長，みんなでまちづくり課長，みんなでまちづくり課長補佐，市民活動係長，地域づくり係長，事務局職員

■ 会議経過

1 開会

2 報告事項

（1）第4回市民協働推進計画策定懇談会議事録について

3 議事

（1）パブリックコメントの結果について

<委員からの主な意見・質問等(要旨)>

A委員：パブリックコメントでいただいた意見のなかで，市民の概念についての意見があったが，「市民」という言葉には二つの使い方がある。市民協働推進指針においては「広義の市民」として使用し，この推進計画においては「狭義の市民」として使用し，検討を進めてきた。その旨での整理し，説明文を修正したらどうか。

事務局：市民の概念については，説明文を修正する。

（2）市民協働推進計画（案）について

<委員からの主な意見・質問等(要旨)>

B委員：市民協働推進するにあたって，推進体制と評価については理解できるが，29頁の「計画の推進にあたっての体制」の図がわかりにくい。市民協働推進委員会やみんなでまちづくり会議の位置づけや評価体制が図では読みとることができない。

事務局：29頁の図では，協働事業の実施課やみんなでまちづくり課が一次評価主体，市民協働推進委員会やみんなでまちづくり会議が二次評価主体と整理している。みんなでまちづくり会議は，この推進計画の23の取組みと各課で展開している事業の総体的な評価を行う第三者評価として位置付けたほか，市民

協働事業への意見，提案も検討することを機能として考えている。

A委員：29頁の図は修正が必要であると思う。27，28頁に書かれている文と29頁の図の整合性がとれていない。

事務局：計画の推進体制，評価を29頁の図に表現できるよう整理していきたい。

B委員：14頁の23の具体的な取組みを踏まえて，各課個別事業を協働事業へと転換拡充を図るとなっているが，この23の取組みは，市民協働を推進するためのインフラ整備となり，それにより，行政で行っている事業を協働化しようとする意図は理解できるが，この図だけではわかりにくい。

事務局：この計画は，市民協働を推進するための環境づくり，仕組みづくりの計画である。市民協働を推進するためには，23の具体的な取組みだけに絞り込むのではなく，市全体として，協働型事業への転換，拡充をしていくことにより，市民協働をより推進していく意図を表現した。

A委員：23の具体的な取組みはパイロット事業的なもので，それを各事業へとフィードバックするためのものとするのか。

事務局：フィードバックということではなく，市民協働を推進していくために必要な事業であり，これらの事業を踏まえて，さらに，庁内の各課個別事業も協働事業へと転換させていくことが重要であると考えている。

A委員：23の具体的な取組みが展開されなければ，市民協働の推進全体が上手くいかないことにつながる。14頁の各課個別事業の協働事業への転換，拡充については，あくまでも体系として整理し，15頁以降の取組み内容を削除するか，別に計画の性格として明記することがよいのではないか。

C委員：各課個別事業を協働事業へと転換，拡充を図った結果，協働の理念へとつながる部分の表記を削除して，別の言葉で修正してもよいのではないか。

事務局：14頁については，事務局にて検討し，整理させていただきたい。

D委員：具体的な取組みは，以前24事業であったが23事業になったのは，何を削除したからなのか。「コーディネーターの育成」が削除されたのか。

事務局：「コーディネーターの育成」については，⑯のコーディネート機能の充実のなかに盛り込まれている。削除となったものは，市民協働のルールづくりとして，「自治基本条例の制定」についてである。自治基本条例は，この市民協働推進計画のなかで検討する事項ではないとの意見をいただき削除した。

D委員：小学校などを開放しても，事務所機能や活動の場として提供するだけでは意味がない。いろいろな人たちのたまり場としての機能を持たせなければ，まちづくり活動拠点とはなる。人が集まることにより，さまざまな情報を得ることも出来るようになります。職員のコーディネート能力，人づくりも大切であるとする。たまり場の整備もお願いしたい。

E委員：1頁の市民協働の注釈において，お互いの特性や能力を発揮しないながら連携・協力して効果的にとあるが，「効果的」ではなく「有効的」の方がよいのではないか。

事務局：市民協働の定義については，市民協働推進指針において整理したものであり，

指針を踏まえての推進計画策定ということから、効果的ということで整理していきたい。

(3) 提言書の提出について

<委員からの主な意見・質問等(要旨)>

F委員：4頁の5つの基本方針の語尾が統一されていない。「行います」、「つくります」、「努めます」ではおかしい。「努めます」ではなく、「していきます」ではないか。

事務局：市民協働推進指針の本文のとおり、表現を整理します。

G委員：「はじめに」の文中で、「2006年」、「平成15年」など表記があるが、統一する必要があるのではないか。

B委員：9月4日に市長へ提出予定なので、各委員持ち帰って修正する点を確認してはどうか。

A委員：提言書は懇談会として提出するものなので、各委員で確認して修正していくこととする。

4 その他

- ・提言書の提出について
- ・次回の懇談会について